

## 高槻市総合センター他92施設の電力調達に係る制限付き一般競争入札に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませか。	全施設について、関西電力株式会社（大阪府大阪市北区中之島3-6-16）です。また、最終保障供給ではありません。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置（スマートメーター）の有無を教えてください。	新たに新電力に切り替える施設は、「西部地域保健センター」及び「五領認定こども園」が該当します。 また、全施設について自動検針装置が設置されています。
3	仕様書2（7）のとおり、「検針は毎月1日」と記載がありますが、別紙の計量日は1日以外の施設もございます。契約電力500kW未満の施設の計量日は、現在供給されている電力会社から変更できませんので、ご容赦いただけますか。 契約電力500kW以上の施設の計量日は、原則1日となりますのでご容赦いただけますか。	契約電力が500kW未満の施設においては、計量日が変更できない旨、認識しています。 契約電力が500kW以上の施設においては、仕様書どおり毎月1日となるため、問題ありません。
4	計量日はご使用期間末日の翌日0：00となりますのでご了承くださいませか。（例：使用期間が3／10～4／9の場合、計量日は4／10 0：00）	問題ありません。
5	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませか。	問題ありません。
6	契約電力が500kW以上の場合で、契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。 また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生しますので、ご了承くださいませか。	問題ありません。

No.	質問	回答
7	<p>契約電力500kW以上の高槻市総合センターの現在の契約電力を教えてください。</p> <p>仕様書の契約電力850kWと現在の契約電力が異なり、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>高槻市総合センターの現在の契約電力は、900kWです。</p> <p>また、契約電力の変更手続きについては、双方で協力し、供給開始日に間に合うよう努めることとします。</p> <p>万が一、変更日が供給開始日に間に合わない場合は、その要因について双方で確認のうえ、協議させていただきます。</p>
8	<p>請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	<p>問題ありません。</p>
9	<p>1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、分担数を教えてください。</p> <p>分担してお支払いする場合、分割後の支払金額を弊社に通知いただきます。また、分割請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>現状、支払いの分担はしておりません。</p>
10	<p>契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>契約書に記載がない事柄で紛争又は疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとします。</p>
11	<p>地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う予定ですが応じていただけますか。</p>	<p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をいう。）が発注者の契約種別と同じ契約種別において定めるその時々燃料費調整単価と同額とします。</p> <p>旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。</p>
12	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。</p>

No.	質問	回答
13	<p>仕様書 2 (9) ②「特定電源割当証明書」の提出ですが、「甲が求めた際に」と記載がありますが、契約満了日以降の発行となりますがよろしいでしょうか。</p> <p>また電源割当から証明書の発行まで弊社内の事務処理に要する期間を考慮すると、契約満了から1.5ヵ月～2か月遅れての提出ですが、よろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 2 (9) ②で定める書面の提出について、内容や提出時期について協議させていただきます。</p>
14	<p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	<p>問題ありません。</p>
15	<p>仕様書2(8)につきまして「FIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)、～」とありますが、「及び」は「又は」と読み替えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>